



中部運輸局自動車交通部

令和3年5月20日 14時00分 発表

〈お問い合わせ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

横山、飯代 TEL 052-952-8038

中部運輸局 静岡運輸支局 輸送・監査担当

風岡、川田 TEL 054-261-1191

同時発表：静岡県政記者クラブ

トラック事業者を車両停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法に違反した下記事業者に対し、事業用自動車の使用停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分対象事業者及び営業所

事業者名：有限会社 イムラ運送（代表取締役 井邑 利行）

住所：静岡県静岡市清水区横砂1437-1

営業所名：本社営業所

営業所所在地：静岡県静岡市清水区横砂字永面1437-1

2. 行政処分等の概要

処分日：令和3年5月20日

処分内容：①車両使用停止処分240日車

②文書警告

3. 監査端緒等

貨物自動車運送事業法違反の疑いがあったため

4. 主な法令違反内容及び違反条項

- (1) 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)
- (2) 疾病、疲労等のおそれのある乗務をさせていた。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)
- (3) 事業用自動車について、定期点検整備(3ヶ月点検)を実施していなかった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)
- (4) 点呼を実施していなかった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)
- (5) 乗務等の記録をしていなかった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (6) 運行記録計による記録をしていなかった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)
- (7) 事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する指導及び監督が不適切であった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)
- (8) 国土交通省告示で定める特定の運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切であった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)
- (9) 特定の運転者に対する運転適性診断を実施していなかった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)

#### 5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況(中部運輸局管内)

当該行政処分により付された違反点数 24点  
当該事業者が付された累積違反点数 24点

以上